

# 裁判員制度10年の総括報告書について

- ▶ 制度施行10年の節目に、更なる運用改善に向け、成果と課題を総括
- ▶ 平成30年12月までのデータを分析

## 1 国民の受け止め

- ◎ 「(非常に)よい経験」と感じた経験者は一貫して95%超え 長期審理事件でも同様
- ◎ 制度施行を機に刑事裁判に対する国民の印象が大きく好転

この10年の間、多くの国民に肯定的に受け止められてきた

## 2 裁判員等の選任状況

- ◎ 経験者は約8万9000人。1万件超の裁判員裁判を実施
- ◎ 出席率は近時回復傾向。辞退率は上昇傾向が続いているが、選任に支障が生じた例はなく、裁判員の構成は概ね国民の縮図
- ◎ 国民の負担に対する数々の配慮（選任期日前の辞退承認、選任と公判を別日にする運用）

今後も国民の幅広い参加を得るための地道な努力が必要

## 3 第一審の成果と課題

### 成 果

人証中心の分かりやすい公判を早期に実施するための運用

- ☞ 起訴後早期の打合せ、公判期日の仮予約、柔軟かつ幅広い証拠開示、的確な争点把握に必要十分な主張書面

核心司法・公判中心主義の実現に向けた運用

- ☞ 連日的開廷、簡潔な冒頭陳述、人証中心の立証、書証の厳選、評議・判決を見越した論告・弁論

裁判員と裁判官がそれぞれの役割を十分に果たし、実質的に協働できる環境づくり

経験者の約4分の3が「十分議論ができた」

- ☞ 量刑や難解な法律概念について本質に立ち返った整理・説明

国民の多様な視点・感覚が量刑に反映

事実認定や量刑の判断過程を簡明に記載した判決が増加

### 課 題

- 整理すべき争点や争点判断に必要な証拠の範囲を十分に意識した手続の実践
- 公判準備の在り方に関する法曹三者での更なる議論

公判準備

立証内容を更に吟味し、事案に即した適切な主張・立証の在り方を不断に探求

公判

裁判員の視点・感覚を裁判の内容に更に反映させられないか

評議

判断の分岐点と結論に至る実質的な理由を簡明に判決書で示すことの徹底

判決

運用が大きく変容

刑事訴訟法の本旨（核心司法・公判中心主義）に立ち返った裁判の追求

## 4 取組や理念の波及

- ◎ 控訴審：裁判官裁判時代よりも第一審の裁判を尊重
- ◎ 裁判員裁判以外の事件：裁判員裁判で得られた知見や取組を活かした運用改善の動き

控訴審や裁判員裁判以外の事件にも裁判員裁判の取組や理念が波及

## 5 国民参加の意義の再考

- ◎ 裁判員制度の目的は司法の国民的基盤の強化
- ☞ 核心司法・公判中心主義の定着、裁判員と裁判官の実質的協働による裁判員の視点・感覚の裁判への反映に向けて、引き続き努力が必要

改めて国民参加の意義を再考し、在るべき刑事裁判に向けた試行と検証を繰り返す必要

裁判員制度10周年は一つの通過点